

経済建設文教常任委員会会議録

【開会】	2
【議案第12号】平成30年度矢板市公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）	3
【議案第13号】平成30年度矢板市水道事業会計補正予算（第3号）	3
【議案第16号】矢板市附属機関に関する条例の一部改正について	4
【議案第21号】矢板市行政財産使用料条例の一部改正について	5
【議案第22号】矢板市体育施設設置及び管理条例の一部改正について	6
【議案第25号】矢板市水道法施行条例の一部改正について	7
【委員長報告】	8
【閉会】	8

1 日 時

平成31年3月5日(火) 午後0時55分(開会)～1時29分(閉会)

2 場 所 第2委員会室

3 出席委員(7名)

委員長 小林 勇 治

副委員長 櫻 井 恵 二

委 員 高 瀬 由 子、宮 本 妙 子

今 井 勝 巳、大 島 文 男、大 貫 雄 二

4 欠席委員 なし

5 説明員(17名)

(1) 建設課(1人)

①建設課長 塚原延欣

(2) 都市整備課(1人)

①都市整備課長 和田理男

(3) 農林課(2人)

①農林課長 小野寺良夫 ②地籍調査班長 黒田禎

(4) 商工観光課(2人)

①商工観光課長 村上治良 ②商工担当 藤田仁美

(5) 教育総務課(1人)

①教育総務課長 高沢いづみ

(6) 生涯学習課(6人)

【議案第12号】

○委員長 はじめに、「議案第12号 平成30年度矢板市公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）」を議題とする。提案者の説明を求める。

○下水道課長（斎藤正樹）

（「補正予算書」17頁を朗読、詳細について「予算に関する説明書」38頁から41頁により説明。）

歳入歳出からそれぞれ1,856万4千円を減額し、予算総額8億3,533万6千円に補正しようとするもの。

今回の補正は、予定していた国庫補助が満額つかなかったことにより、工事を減額したことによる。

《歳入》

3款1項1目 国庫支出金は、国庫補助金が満額つかなかったことによる減額。

5款1項1目 繰越金は、国庫補助金が満額つかなかったことによる調整で増額。

7款1項1目 市債は、国庫補助金が満額つかなかったことにより工事等を縮小したことによる減額。

《歳出》

1款2項1目 水処理センター管理費は、平成29年度に実施した工事で発生した鉄金属の売却益64万円ほどの国の補助（55%）対象分を返還するもの。

2款1項1目 国庫補助金の減額に伴い、工事費等を減額するもの。

○委員長 これより議案第12号に対し、質疑を行う。質疑はないか。

○今井委員 補助金がなくなったのは、どういうことか。

○下水道課長 単純に補助金がつかなかったということである。

○委員長 ほかに質疑はないか。

（質疑なし）

○委員長 なければ議案に対する質疑はこれで終了する。つづいて討論を行う。討論はないか。

（討論なし）

○委員長 なければ討論を終了する。これより採決する。議案第12号は、原案のとおり決定することに異議ないか。

（異議なし）

○委員長 異議なしと認める。したがって、議案第12号は、原案のとおり可決された。

【議案第13号】

○委員長 次に、「議案第13号 平成30年度矢板市水道事業会計補正予算（第3号）」を議題とする。提案者の説明を求める。

○水道課長（津久井保）

（「補正予算書」21頁を朗読、詳細について「予算に関する説明書」44頁から46頁によ

り説明。)

資本的収入及び支出における収入において、企業債を4,000万円減額し、資本的収入総額を1億9,700万円に、支出において、建設改良費を4,000万円減額し、資本的支出総額を5億8,700万円に補正しようとするもの。

今回の補正は、予算策定時に計画していた県道矢板県民の森矢板線及び県道塩谷喜連川線の道路改良工事に伴い配水管布設を予定していたが、県道矢板県民の森矢板線は、大江川と中川共用部分と、中川から長井方面の工事が次年度以降になった。県道塩谷喜連川線も3月発注予定ということで土木事務所から連絡があり、配水管布設工事を減額するもの。

資本的収入及び支出

《歳入》

1款1項1目 企業債を減額。

《歳出》

1款1項1目 施設整備費を減額。

○委員長 これより議案第13号に対し、質疑を行う。質疑はないか。

(質疑なし)

○委員長 なければ議案に対する質疑はこれで終了する。つづいて討論を行う。討論はないか。

(討論なし)

○委員長 なければ討論を終了する。これより採決する。議案第13号は、原案のとおり決定することに異議ないか。

(異議なし)

○委員長 異議なしと認める。したがって、議案第13号は、原案のとおり可決された。

【議案第16号】

○委員長 次に、「議案第16号 矢板市附属機関に関する条例の一部改正について」を議題とする。提案者の説明を求める。

○下水道課長

(「議案書」11頁及び12頁を朗読。)

今回の改正は、別表の附属機関の担任する事務の明記されている。「等」を追加することにより、公共下水道事業のみでなく、農業集落排水事業及びコロナ矢板排水処理事業についても適用すること。「又は受益者分担金」を追加することにより、受益者負担金と合わせて受益者分担金にも適用できるようにするもの。平成28年10月に策定した行財政改革推進計画において、平成32年度までに全庁的に使用料及び手数料の見直しをすることになっている。それに伴う業務を行うにあたっての改正である。

○委員長 これより議案第16号に対し、質疑を行う。質疑はないか。

(質疑なし)

○委員長 なければ議案に対する質疑はこれで終了する。つづいて討論を行う。討論はないか。

(討論なし)

○委員長 なければ討論を終了する。これより採決する。議案第16号は、原案のとおり決定することに異議ないか。

(異議なし)

○委員長 異議なしと認める。したがって、議案第16号は、原案のとおり可決された。

【議案第21号】

○委員長 次に、「議案第21号 矢板市行政財産使用料条例の一部改正について」を議題とする。提案者の説明を求める。

○スポーツ推進班長(星哲也)

(「議案書」22頁を朗読。23頁の改正内容を説明。)

今回の改正は、今年度3月31日で西小学校が廃校になることに伴い、体育施設としての使用を中止するため、削除するもの。

○委員長 これより議案第21号に対し、質疑を行う。質疑はないか。

○大島委員 西小廃校後は、どうするのか。

○教育総務課長(高沢いづみ) 財産を移し、教育委員会から手が離れる。その後については、未定である。

○大島委員 どの担当に行くのか。

○教育総務課長 総務課管財担当である。利用については、総合政策課等を含めて検討していくことになると思われる。

○大島委員 体育館の屋根も傷んでいたりするので検討が必要と思うが、スポーツ関係で何か考えはあるのか。

○スポーツ推進班長 学校が廃校になって移管をされたもの、例えば、日新小学校、長井小学校、上伊佐野小学校の体育館は、平成に建てた比較的新しいものであった。西小のものは、昭和51年でだいぶ古いので体育施設としては、考えにくいと考える。

○委員長 ほかに質疑はないか。

(質疑なし)

○委員長 なければ議案に対する質疑はこれで終了する。つづいて討論を行う。討論はないか。

(討論なし)

○委員長 なければ討論を終了する。これより採決する。議案第21号は、原案のとおり決定することに異議ないか。

(異議なし)

○委員長 異議なしと認める。したがって、議案第21号は、原案のとおり可決された。

○委員長 次に、「議案第22号 矢板市体育施設設置及び管理条例の一部改正について」を議題とする。提案者の説明を求める。

○スポーツ推進班長

（「議案書」24頁を朗読。25頁から27頁の改正内容を説明。）

（仮称）とちぎフットボールセンターの工事を進めているが、4月からの供用開始に伴い、これを体育施設として加えるもの。

名称は、NPO法人たかはら那須スポーツクラブが整備した夜間照明付きサッカーグラウンド、クラブハウス等と、矢板市が整備した駐車場場内道路、フェンス等合わせた一帯を「とちぎフットボールセンター」とする。所在地は、矢板市末広町49番地1及び49番地2。使用期間は、年末年始の12月28日から翌年1月3日を除く毎日とし、使用時間は、午前7時から午後9時30分とする。使用料は、無料。ただし、営利、宣伝等に使用する場合は、1㎡につき日額30円とする。なお、ここでいう無料の区分は、駐車場、場内道路部分についてで、サッカーグラウンドについては、たかはら那須スポーツクラブが利用料金を設定する。体育施設の中に貸付部分を含めるために、条項を新設。

次に、もう一つの改正内容であるが、矢板運動公園野球場の部分使用は、会議室の会議ということで使い勝手が悪いということ、野球場の芝部分を使用したいとの申し出があり、それに応えるための改正。

○委員長 これより議案第22号に対し、質疑を行う。質疑はないか。

○大貫委員 フットボールセンターを使う場合は、たかはら那須スポーツクラブに申し込むのか。

○スポーツ推進班長 そのとおりである。

○大貫委員 料金設定で、市の意向や意見は含まれるのか。

○スポーツ推進班長 協議はするが、県のサッカー協会との調整を諮っているというので、そちらが主になってくるのかと思っている。

○今井委員 NPO法人たかはら那須スポーツクラブの無償貸付の施設と矢板市の管理部分で連携が、複雑にならないのか。NPO法人たかはら那須スポーツクラブが、駐車場含めてのイベントをするとき、この管理条例の手続きの部分はどうなるのか。

○スポーツ推進班長 占用使用をする場合許可をもらうことになるが、連携を取りながら進めていく。

○今井委員 二重の手間になるのでは。一帯になっている施設なので、煩雑になるのではないのか。

○スポーツ推進班長 サッカーグラウンドを使う、もしくはサッカーグラウンドと駐車場を一帯で使うということかと思うが、駐車場の占用ということは想定していない。普通、サッカーグラウンドに練習や試合に来たりといった利用になるが、それは許可が必要ない。あくまで、営利目的等ということである。あまり件数はないのかと思っている。

○今井委員 要は、長峰公園の駐車場と同じか。

○スポーツ推進班長 都市公園の駐車場と同じである。

○委員長 ほかに質疑はないか。

(質疑なし)

○委員長 なければ議案に対する質疑はこれで終了する。つづいて討論を行う。討論はないか。

(討論なし)

○委員長 なければ討論を終了する。これより採決する。議案第22号は、原案のとおり決定することに異議ないか。

(異議なし)

○委員長 異議なしと認める。したがって、議案第22号は、原案のとおり可決された。

【議案第25号】

○委員長 次に、「議案第25号 矢板市水道法施行条例の一部改正について」を議題とする。提案者の説明を求める。

○水道課長 (津久井保)

(「議案書」32頁を朗読。33頁及び34頁の改正内容を説明。)

今回の改正は、水道法に定められた水道施設工事監督者及び水道施設管理者の資格を定めたもの。水道事業管理者が、職員あるいは資格を持った第三者に委嘱できるものになっている。

4月1日から学校教育法の一部を改正する法律の施行により、専門職大学と専門職短期大学の制度が創設される。また、技術士法施行規則の一部を改正する省令も同日から施行されることから、水道施設工事監督者及び水道施設管理者の資格要件に関する事項に変更が生じたことによるもの。

学校教育法の一部改正については、専門職大学と専門職短期大学が創設されることによる。専門職大学は4年制であり、今までと制度が変わり、教育課程で前期課程と後期課程が設けられる。前期課程を終了することで、短期大学と同じ扱いをすることによる改正。

技術士法の一部改正については、技術士の第2次試験の選択科目が、20部門96科目であったのが、29部門69科目になる。旧条例にある選択科目の水道環境が、上水道及び工業用水道に統合されることによる改正。

経過措置としては、水道環境選択科目として資格を取得していたものに対して、不利益にならないようにするもの。

第3条第9号については、平成23年の地方分権改革推進法関連で水道法第12条第2項の政令で定める資格を参酌して資格要件を設定するもの。市職員が該当する。市職員で水道施設工事監督者の有資格者は9名で、そのうち6名が、45歳を超えている。人事担当とも相談をし、異動等を考慮した場合、現在は、10年在籍しないと資格がとれなかったが、5年とし、有資格者の確保をしていきたい。

○委員長 これより議案第25号に対し、質疑を行う。質疑はないか。

○大貫委員 第3条第9号の技術上の実務に従事した経験を有する者ということで5年とするが、他市町も類似しているのか。

○水道課長 足利市は、管理者が指名ということで年数を設けていない。県内では、足利市のみと思うが。

○委員長 ほかに質疑はないか。

(質疑なし)

○委員長 なければ議案に対する質疑はこれで終了する。つづいて討論を行う。討論はないか。

(討論なし)

○委員長 なければ討論を終了する。これより採決する。議案第25号は、原案のとおり決定することに異議ないか。

(異議なし)

○委員長 異議なしと認める。したがって、議案第25号は、原案のとおり可決された。

【委員長報告】

○委員長 以上で本委員会に審査を付託された案件の審査はすべて終了したが、委員長報告については私に一任願えるか。

(異議なし)

○委員長 それでは私に一任願う。

【閉会】

○委員長 以上で経済建設文教常任委員会を閉会する。

(13:29)

矢板市議会委員会条例第25条の規定により署名する。

平成 年 月 日

経済建設文教常任委員会委員長